

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	池上通信機株式会社			コード	6771		
提出日	2025/5/29		異動（予定）日	2025/6/27			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	永井 研二	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
2	薄田 賢二	社外取締役	○													○		有
3	安田 明代	社外取締役	○													○		有
4	秋津 勝彦	社外取締役	○													○		有
5	渡辺 敏治	社外監査役	○											△			訂正・変更	有
6	川口 潮	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	永井研二氏は、当社の放送機器・システムの主要取引先の一つである日本放送協会の業務執行者（専務理事・技師長）でありましたが、2012年4月に退任され、退任から13年超が経過しています。	永井研二氏は経営者としての豊富な経験と放送関連技術に関する幅広い知見を有しております、その経験と知見を当社の経営に反映頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために選任するものです。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
2	該当事項はありません。	薄田賢二氏は経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております、その経験と知見を当社の経営に反映頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために選任するものです。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、上記a～lのいずれにも該当していないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
3	該当事項はありません。	安田明代氏は弁護士を現任されており、法曹としての知識や経験を当社の経営に反映頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために選任するものです。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、上記a～lのいずれにも該当していないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
4	該当事項はありません。	秋津勝彦氏は経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております、その経験と知見を当社の経営に反映頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために選任するものです。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、上記a～lのいずれにも該当していないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
5	渡辺敏治氏は、株式会社東芝で取締役を歴任した後、同社顧問に就任していましたが、2016年6月に退任され、退任から9年超が経過しています。	渡辺敏治氏は企業経営ならびに監査役としての職務に関する豊富な経験と知見を有しています。こうした経験と知見は、社外監査役としての職務遂行上、極めて有用であり、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材であると判断し、選任するものです。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
6	該当事項はありません。	川口潮氏は経営者ならびに社外監査役としての豊富な経験と法務関連に関する幅広い知見を有しています。こうした経験と知見は、社外監査役としての職務遂行上、極めて有用であり、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材であると判断し、選任するものです。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、上記a～lのいずれにも該当していないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。